

公募設置管理制度 (Park-PFI) について

- 民間収益施設の整備手法としては、「公募設置管理制度」(Park-PFI)を想定している。

◆「公募設置管理制度」(Park-PFI)について

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定
- 設置施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用



条件

園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと

- 公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設を合わせて整備することが必要
- 特定公園施設の整備費は、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例1 設置管理許可期間の特例(10年→20年)

- 公募設置等計画の認定の有効期間は20年

特例2 建蔽率の特例(2%→12%) ※本公園の場合は2,400㎡まで可

- 通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- 公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%建蔽率上乘せ

特例3 占用物件の特例

- 認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐輪場、看板、広告塔を「利便増進施設」(占用物件)として設置可能



八戸市 都市整備部 公園緑地課

出典: 国土交通省